平成２３年（フ）第１１３号
大分市中島東２丁目３番10号　末崎コーポ101
債務者　矢崎　秀一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１０号
和歌山県海南市七山772番地３
債務者　正木　良彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５６号
和歌山県紀の川市名手西野394番地７
債務者　中井　一馬
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２５７号
和歌山市中島522番地　辻岡アパート南棟３号
債務者　竹川　真由（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７４号
和歌山市永山555番地　セジュール山東101号
債務者　仲前亜利砂
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８９号
和歌山市木ノ本478番地の４
債務者　木下　　修
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
和歌山市木ノ本478番地の４
債務者　木下みつる
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２９７号
和歌山市内原935番地の23
債務者　川村　通惠
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２９８号
和歌山県岩出市中島611番地の１　105号
債務者　山裾　宗広
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０２号
和歌山市六十谷1346番地の50
債務者　前田　　格
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２７号
名古屋市中区新栄１丁目47番15号　千早グリーンハイツ603号
債務者　吉田　篤司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２０号
名古屋市東区泉１丁目３番28号　アモンフォンテーヌ402号
債務者　山路　弘志
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１７号
名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目74番地の５　関ハイツ301号
債務者　赤尾眞佐夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
神戸市須磨区一ノ谷町４丁目２番21―２号、従前の住所神戸市兵庫区中道通１丁目４番21―202号
債務者　山北佳代子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８２号
神戸市長田区北町２丁目９番地　北池ハイツ３－Ａ、従前の住所神戸市須磨区白川台４丁目27番９号
債務者　神原　芳子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８４号
神戸市東灘区向洋町中５丁目11番地501号棟507号室
債務者　堀　惠美子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１６号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番419―508号
債務者　西宮　信也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部